

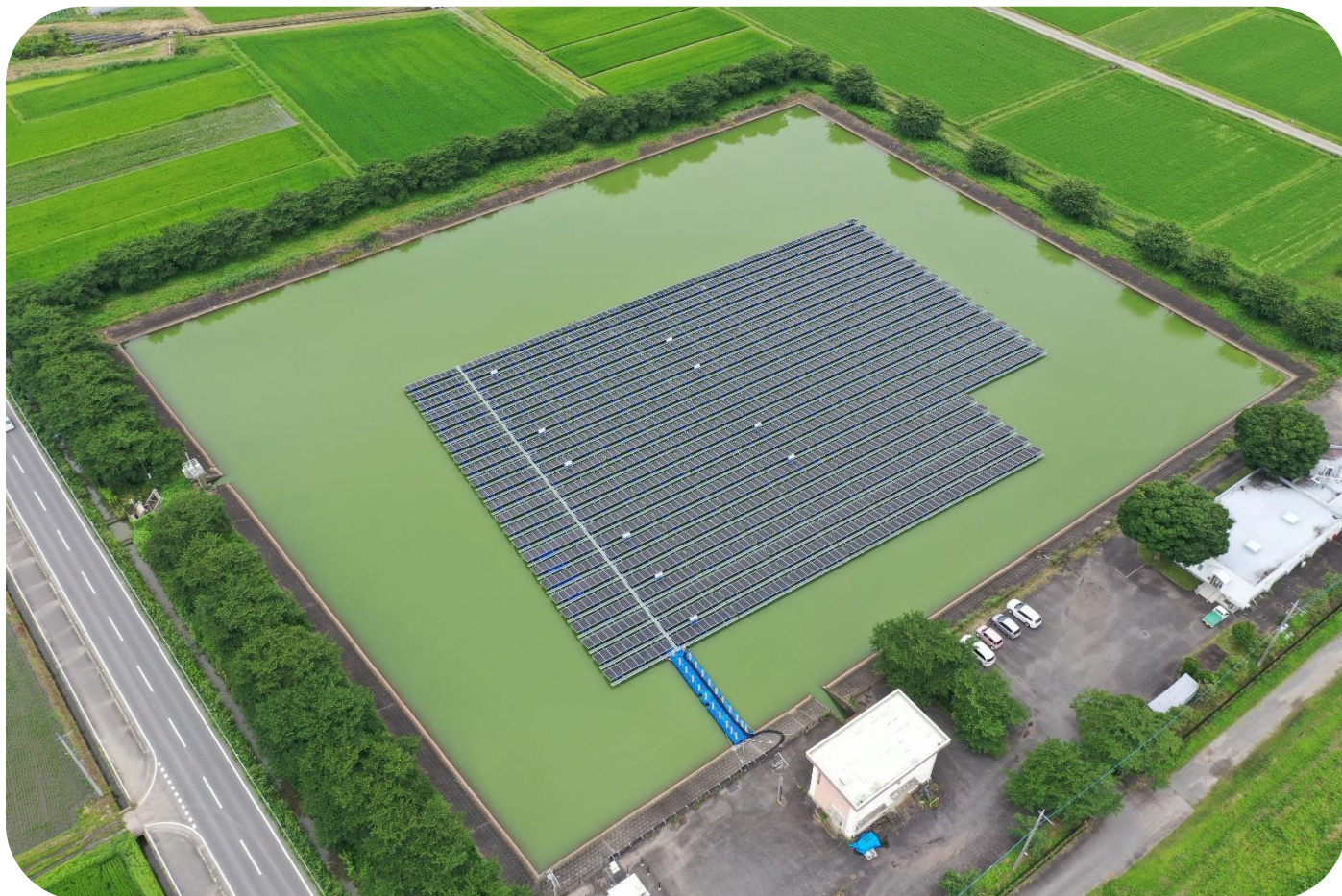
川島町土地改良区だより



川島町土地改良区

〒350-0128 埼玉県比企郡川島町大字白井沼 99 番地 1

Tel.049-297-6767 Fax.049-297-6768 <https://www.kawadokai.com/>



空から見た白井沼貯水池(川島町大字白井沼地内)

(提供) 太陽グリーンエネルギー株式会社

貯水池の水面にソーラーパネルを設置しています。水面を太陽光発電事業者へ貸し出すことで発生する賃料を、組合員の負担軽減のために活用しています。川島町土地改良区では、この貯水池を含め3箇所(梅ノ木古凍、浅間)の貯水池で、水面を有効活用する取り組みをしています。

目次

- 理事長あいさつ……………1
- 令和3年度(2021年度)総代会……………1
- 財務状況について……………2
- 主要な事業の実施状況について……………3
- 揚水施設の更新事業について……………4
- 令和4年度(2022年度)賦課金について……………5
- 組合員の皆さまへ……………6~7

理事長あいさつ

川島町土地改良区 理事長 飯島 和夫



残暑の候、皆様方におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、土地改良区事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今年の5月には、まとまった降雨があったことで順調に給水を開始することができました。

なお、近年は気象の変化が激しく急な豪雨等が頻繁に発生している状況もあり、今後も安定した水の供給に努めてまいります。

さて、滞納整理につきましては、理事と職員による訪問徴収や弁護士への債権回収委託を実施し、納付の意思のない滞納者には、滞納処分の手続きを進め、引き続き徹底した回収に努めてまいります。

また、県営かんがい排水事業で造成した農業水利施設の工事費は、今年度で償還が終わりますが、昭和49年度から造成した施設は、40年以上経過し、老朽化による改修更新の時期を迎えております。そのため、適切な補修・更新などの対策を補助事業により実施し、効率的に耐用年数を延伸させ長寿命化を図り、施設の機能を保全してまいります。

結びに、デジタル技術の進展により農業DX(新たな農業への変革)などデジタル社会の形成が進む中、土地改良区の将来を見据え、皆様とともに一步一步着実に前進してまいりまいる所存ですので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年度(2021年度)総代会

令和3年7月30日に臨時総代会、令和4年3月29日に通常総代会が川島町コミュニティセンターで開催され、下記の各議案が原案のとおり可決されました。

- 議案第1号 令和2年度川島町土地改良区事業報告並びに財産目録の認定について
- 議案第2号 令和2年度川島町土地改良区一般会計収入・支出決算の認定について
- 議案第3号 令和2年度川島町土地改良区特別会計「北部及び南部かんがい排水事業」収入・支出決算の認定について
- 議案第4号 令和2年度川島町土地改良区特別会計「地区除外義務決済金」収入・支出決算の認定について
- 議案第5号 川島町土地改良区未収賦課金を不納欠損処理することについて
- 議案第6号 川島町土地改良区定款の一部を改正することについて
- 議案第7号 川島町土地改良区会計細則の全部を改正することについて
- 議案第8号 川島町土地改良区体制強化基本計画の策定について
- 議案第9号 川島町土地改良区未収賦課金を不納欠損処理することについて
- 議案第10号 令和4年度川島町土地改良区総代及び役員の報酬について
- 議案第11号 令和4年度の一時借入金について
- 議案第12号 令和4年度川島町土地改良区賦課金の賦課・徴収について
- 議案第13号 令和4年度川島町土地改良区一般会計収入・支出予算について



財務状況について

1. 令和3年度(2021年度) 収支決算書

一般会計

収 入				支 出			
款	決算額(円)	款	決算額(円)	款	決算額(円)	款	決算額(円)
1 組合費	52,386,830	7 繰越金	21,401,654	1 事務所費	39,595,271	7 諸費	223,432
2 補助金	9,520,670			2 負担金	57,000	8 借入金利息	0
3 財産収入	7,645			3 維持管理費	10,814,483	9 繰出金	6,391
4 雑収入	1,517,741			4 事業費	1,903,000	10 予備費	0
5 繰入金	341			5 災害復旧費	0		
6 使用料	0	合 計	84,834,881	6 財産費	2,912,104	合 計	55,511,681

特別会計(北部及び南部かんがい排水事業)

収 入				支 出			
款	決算額(円)	款	決算額(円)	款	決算額(円)	款	決算額(円)
1 組合費	117,774,850	7 繰越金	5,832,810	1 事務所費	2,508,324	7 拋出金	723,000
2 補助金	31,619,855			2 事業費	43,707,620	8 繰出金	5,000,000
3 雑収入	1,715,929			3 維持管理費	39,729,363	9 諸費	0
4 交付金	3,141,600			4 負担金	16,250,750	10 予備費	0
5 繰入金	18,900,000			5 償還金及び利息	85,455,333		
6 使用料	14,652,365	合 計	193,637,409	6 借入金利息	0	合 計	193,374,390

特別会計(地区除外義務決済金)

収 入		支 出	
款	決算額(円)	款	決算額(円)
1 決済金	148,244	1 雑費	0
2 雑収入	341	2 繰出金	341
3 繰越金	56,254,903	3 予備費	0
合 計	56,403,488	合 計	341

令和4年度(2022年度)への繰越額

- 一般会計 29,323,200円
- 特別会計(北部及び南部かんがい排水事業) 263,019円
- 特別会計(地区除外義務決済金) 56,403,147円

2. 令和4年度(2022年度) 当初予算

一般会計

収 入		支 出	
款	予算額(円)	款	予算額(円)
1 土地改良事業収入	129,871,000	1 土地改良事業費支出	118,399,000
2 附帯事業収入	14,702,000	2 付帯事業費支出	4,250,000
3 基本財産運用収入	5,000	3 一般管理費支出	44,628,000
4 特定資産運用収入	30,000	4 土地改良事業負担金支出	7,875,000
5 補助金等収入	42,262,000	5 借入金返済支出	15,762,000
6 交付金収入	8,846,000	6 支払利息	1,000,000
7 寄付金収入	1,000	7 固定資産取得支出	1,656,000
8 雑収入	2,141,000	8 基本財産積立支出	310,000
9 借入金収入	1,000	9 特定資産積立支出	15,725,000
10 基本財産取崩収入	1,000	10 雑支出	1,001,000
11 特定資産取崩収入	16,357,000	11 繰越金	5,000,000
12 繰越金	19,100,000	12 予備費	17,711,000
合 計	233,317,000	合 計	233,317,000

※土地改良法の改正に伴い、令和4年度予算より、単式簿記から複式簿記になりました。

また、特別会計は廃止し、一般会計のみになりました。

令和4年度決算時には、貸借対照表等の財務諸表を作成、公表します。

主要な事業の実施状況について

1. 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設(水門、揚水機場等)の機能低下の防止や機能回復のため、施設機械等の整備補修及び設備改善を実施する事業です。

事業主体は川島町土地改良区で、補助金申請、工事発注、施工管理等を実施します。

負担割合は認定事業費のうち、国30%、県30%の補助があるため、土地改良区は40%となります。

令和3年度(2021年度)実績

- 工事名 ▷ 中山樋管川中側水門整備工事
 施工内容 ▷ ゲート水密ゴム交換
 ※水密ゴムの劣化が進むと、大雨時にゲートを閉めても増水した河川の水が町内へ流入する恐れがあるため、交換しました。
 事業費 ▷ 3,520,000円

令和4年度(2022年度)実施状況

- 工事名 ▷ 鳥羽井排水機場排水ゲート操作盤更新工事
 施工内容 ▷ ゲート操作盤の更新
 ※排水ゲート操作盤が設置から35年以上が経過して、経年劣化が進んでいるため、大雨時に万全な状態にできるよう更新します。
 事業費 ▷ 10,065,000円
 ※鳥羽井排水機場の維持管理費は川島町が負担してくれるため、土地改良区の負担はありません。

2. 県費単独土地改良事業

吐出口の設置を要望されている箇所を工事するため、県費単独土地改良事業を実施しています。

負担割合は、認定事業費のうち県33%の補助があり、土地改良区負担67%のうち川島町が33.5%を補助してくれるため、土地改良区は残額を負担します。

令和3年度(2021年度)実績

- 工事名 ▷ 県費単独土地改良事業 支線管水路整備工事
 施工内容 ▷ 吐出口を16箇所設置し、農業用パイプラインを新たに埋設しました。
 事業費 ▷ 21,450,000円



新設吐出口(上八ツ林地内)

令和4年度(2022年度)実施予定

- 工事名 ▷ 県費単独土地改良事業 支線管水路整備工事
 施工内容 ▷ 吐出口を設置し、農業用パイプラインを新たに埋設する予定です。
 事業費 ▷ 21,350,000円(予算額)

揚水施設の更新事業について

1. はじめに

昭和49年度から平成12年度まで県営かんがい排水事業で揚水機場等の農業水利施設が造成され、事業にかかった費用の負担金の借入れが令和4年度で償還となります。しかし、昭和49年度から造成された施設は、約40年以上経過し、劣化が進み施設更新の時期を迎えているため、対策工事を実施し、施設の長寿命化を進める必要があります。

施設更新事業については、将来的な都市開発等による農地面積の減少を考慮し、最小限の対策を実施する計画であり、**総事業費 3,655,000,000 円**で進めていきます。

2. 事業費について

土地改良区が負担する金額は、**456,875,000 円(上限)**です。事業費から補助金を差し引いた金額を土地改良区で負担し、施設整備基金等を充て、残り必要額を組合員へ賦課することになります。

3. 事業の概要について

- 実施内容 ▷ 揚水機場、パイプライン(制水弁)、その他付帯設備の更新等の実施
- 事業主体 ▷ 埼玉県
 ※ 埼玉県が、国への事業申請、工事発注、施工管理等を実施します。
 ※ 土地改良区は事業に要した費用を負担します。
- 負担割合 ▷ 国50%、県25%、地元25%
 ※ 地元負担の内50%については、川島町及び東松山市からの補助があります。



令和4年度(2022年度)賦課金について

賦課金は、4月1日現在の土地の所有者(または耕作者)へ地積割りで賦課します。

※基準額は10a(1,000㎡)あたり

賦課費目	主な用途	賦課対象	基準額(円)	納期限
◎経常賦課金	◎事務経費等			(1)~(3)まで 1期 令和4年8月31日 2期 令和4年10月31日 3期 令和4年12月26日
(1)組合費	・用水路の管理	耕作者	3,700	
◎特別賦課金	◎揚水機場関係			
(2)かんがい排水事業 施設維持管理費	・揚水機場やP ¹ イ ¹ う ¹ の維持管理	耕作者	2,100	
(3)北部及び南部かん がい排水事業工事費	・県営かん排事業の 借入償還金	所有者	270	
(4)かん排施設運営費	・揚水機電気代等	耕作者	2,300	全期 令和5年1月31日
		計	8,370	

(5) 地区除外義務決済金

基準額 45円/㎡ (白地は1円/㎡)

農業委員会で転用許可された土地へ賦課します。転用されると賦課対象地から除外され、組合費や維持管理費等を残りの土地で負担することになります。決済金は、残る組合員の負担軽減のため、利用します。

※公共用地の買収でも決済金がかかります。

(1) ~ (3) の合計賦課金額、(4) の賦課金額が1,000円以下となる組合員は減免となります。

※ (3) は令和5年2月で償還が終わります。

※ (4) の基準額は、今年度の揚水機場電気料に充てるため上限値になっています。

※ 農地中間管理機構へ土地を貸付している方は、(1) ~ (4) すべての賦課金が、所有者賦課となります。



滞納整理について

川島町土地改良区では、賦課金の「公正公平な納付」のため、理事と職員が一丸となって滞納整理を実施しています。

(1) 滞納整理の具体的な取り組み

- ① 理事と職員による臨戸訪問
- ② 川島町等の関係機関との連携
- ③ 法律事務所による未収金回収
- ④ 滞納処分(財産の差押え等)

(2) 滞納処分について

令和3年度に、土地改良区では埼玉県知事より滞納処分が認可され、財産の差押えを執行しました。賦課金は税金と同じく滞納すると滞納処分を受けることになります。

(3) 法律事務所について

滞納期間や金額を問わず滞納がある方には、土地改良区が委託契約するエジソン法律事務所から納付催促を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

組合員の皆さまへ

限られた水を有効に利用しましょう

令和4年度かん排揚水機場からの送水期間は**5月15日(日)午前8時から9月10日(土)午後3時まで**です。大雨等の自然災害や、施設の突発的な故障時には送水を停止する場合がありますのでご理解ください。

節電・節水のお願い

今夏は、電力需給がひっ迫することから、政府より「可能な範囲での節電協力依頼」があり、**7月18日(月)から9月10日(土)までの夜間(午後5時15分から午前8時30分)**は一部揚水機場の運転を停止するなどの調整をしています。また、電気料も高騰しているため、かん排の水は掛け流しにせず、節電・節水にご協力をお願いします。

水路の転落事故に気をつけましょう

水路に転落し死亡する事故が多発しています。草刈りなどで、水路に近づく際は十分に注意しましょう。また、**大雨で増水した水路を見に行くことは絶対にやめましょう。**

水路機械浚渫(水路掘り)について

令和4年度の水路機械浚渫の申請は、**9月30日(金)**までです。浚渫を希望する場合、地元の役員・総代にご相談ください。
※毎年、大変多くの申請をいただいておりますので、提出期限の厳守をお願いします。
※水路機械浚渫とは、水路に溜まった土砂を機械で掘り、取り除くことです。

水路の草刈りの手当について

地元で実施する、水路の草刈り(も刈り)・手掘りの実施報告書の提出は、**10月31日(月)**までです。草刈り等を実施した地区は、10円/m手当を支給していますので、役員・総代、区長等から提出してください。
※多面的機能交付金など、すでに地元の活動で、国や県から補助・交付金を受けている場合は、補助金等の交付要件をご確認ください。

堰板(せきいた)の取扱いについて

気候変動により、局所的な集中豪雨や、大雨が増えています。水路に堰板を設置したままでは、急な増水で湛水被害の原因になりますので、早めに堰板を取り外してください。

また、堰板は土地改良区で支給していますので、地元の役員・総代にご相談ください。

建設機械等の貸出しについて

土地改良区域内にある地区、水利組合及び団体に向けて、美田の維持管理を目的として使用する場合に、無料で機械の貸出しをしています。ご希望の地区、団体は土地改良区へ申請してください。

<主な貸出し機械>

- | | |
|--------------------|----|
| ・車両系建設機械(ミニショベル) | 1台 |
| ・ハンマーナイフモア(乗用草刈り機) | 1台 |
| ・ダンプトラック(4t) | 1台 |

※作業の目的、内容によっては、一部貸出しできない場合があります。
※詳細は事務局までお問い合わせください。



土地改良区への届出について

- ① 農地の売買・贈与・貸借・交換等をしたとき。
- ② 生前贈与または組合員の死亡により名義変更したとき。
- ③ 組合員の住所または送付先を変更したとき。

このように、組合員資格に異動があったとき、①・②は『組合員資格得喪通知書』、③は『住所(送付)変更届』を提出してください。

各種届出用紙は、土地改良区事務所・川島町農業委員会にて配布しています。

<注意>

届出がないと、売買・貸借等があっても土地台帳が変更・修正されず、そのまま賦課されてしまいますので、必ず手続きをしてください。

農地を売買・贈与する場合、その農地に滞納した賦課金があると、新しく取得した方に支払い義務が発生します。売買契約等の際には、当事者間でよく相談し、賦課金を精算してください。



賦課金の納付方法について

賦課金の納入は、便利な口座振替をご利用ください。「埼玉中央農業協同組合」「埼玉縣信用金庫」で口座をお持ちであれば、口座振替ができます。手続きに必要な「口座振替依頼書」は、各金融機関の窓口や土地改良区事務所にて配布しています。

すでに、口座振替をご利用の方は、振替日前に残高確認をお願いします。振替ができなかった場合は、後日納付書をお送りしますので、指定金融機関にて現金で納付してください。

また、口座振替の他に納付書による現金納付が可能です。

<納付場所>

埼玉中央農業協同組合／埼玉縣信用金庫

埼玉りそな銀行／りそな銀行／武蔵野銀行

東和銀行／飯能信用金庫／川島町役場出納室

川島町土地改良区事務所

お近くに金融機関がない方

納付書をご利用の方で、お住まいの地域に指定金融機関がない場合は、口座へ直接お振り込みいただく方法での納付をご案内しておりますので、ご希望の方は土地改良区までお問い合わせください。

なお、振込手数料はご負担くださるようお願いいたします。

編集後記

『川島町土地改良区だより』は、今号で30号となります。組合員の皆さまへ、より多くの情報を、分かりやすくお伝えしたいということから、今回からデザインを一新しました。

今号について、また、土地改良区のことでご不明な点がございましたら、土地改良区事務局までお問い合わせください。

川島町土地改良区事務局

担当 小高